

## 宗像市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱

令和3年3月24日

宗像市告示第55号

(趣旨)

第1条 この告示は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に基づき、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の地域での生活を支援するための体制等を整備する宗像市地域生活支援拠点等整備事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、宗像市とする。ただし、適切な事業運営が確保できると市長が認める法人その他の団体に事業の一部を委託することができる。

(事業内容)

第3条 この事業の内容は、地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業者及び機関による面的な体制（以下「拠点等」という。）の整備とする。

2 拠点等には、次に掲げる全ての機能を備えるものとする。

- (1) 相談機能（緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、及び登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能をいう。）
- (2) 緊急時の受入及び対応機能（短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病、障害者等の状態変化等緊急時の受入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能をいう。）
- (3) 体験の機会及び場の提供機能（地域移行支援、親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能をいう。）
- (4) 専門的人材の確保及び養成機能（医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者及び重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能をいう。）
- (5) 地域の体制づくり機能（コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能をいう。）

(事業者との連携)

第4条 市は、前条第2項の機能に対応できる事業者及び機関と連携してこの事業を実施するものとする。

2 前項の規定により市と連携を行う事業者（以下「連携事業者」という。）は、あらかじめ市の登録を受けるものとする。

3 連携事業者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害者福祉サービス事業者若しくは指定障害者支援施設又は同法第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者、同法第24条の2第1項の指定障害児入所施設又は同法第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者

（連携事業者の登録等）

第5条 連携事業者の登録を受けようとする者は、登録届出書に運営規程（拠点等の機能を担う事業所であることを定めているものに限る。）を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の登録届出書が提出されたときは、その内容を審査し、相当と認められた場合は、連携事業者として登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により連携事業者の登録を行ったときは、台帳に記載するとともに、その旨を公表するものとする。

4 連携事業者として登録を受けた者（以下「登録連携事業者」という。）は、登録内容に変更があるとき、事業を休止するとき又は登録の抹消を希望するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（個人情報の保護）

第6条 登録連携事業者は、事業の実施に当たって知り得た障害者等及びその家族の個人情報の取扱いに万全を期すものとし、職務上知り得た情報をこの事業の目的以外に使用してはならない。

（報告等）

第7条 市長は、必要があると認めるときは、登録連携事業者に対し、事業の実施状況に関する報告を求め、又は調査を行うことができる。

（登録の取消し）

第8条 市長は、登録連携事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

(1) 第3条第2項各号に定める機能に対応できなくなったとき。

(2) 第4条第3項の要件を満たさなくなったとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により登録の届出を行ったことが判明したとき。

（事業の検証）

第9条 市長は、事業の実施状況について年に1回以上検証を行うものとする。

2 市長は、前項に規定により検証した内容を、宗像市障害者自立支援協議会設置要綱（平成22年宗像市告示第57号）により設置された宗像市障害者自立支援協議会において報告するものとする。

(雑則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。